

みずき野東自治会規約

(付) 自治会館使用規定

2022(令和 4)年 4 月

みずき野東自治会館 使用規定

1. 自治会館を使用する場合は責任者を定め、必ず氏名を報告すること
2. 使用時間は、午後 10 時までとする
3. 自治会館使用責任者は、エアコン・電灯・ガスコンロその他の電気・火気
管理及び戸締り・施錠等、一切の責任を負うこと
4. 自治会館使用責任者は、使用後に必ず館内の清掃を行い、使用記録簿に記
帳すること
5. 自治会館の個人使用は、原則として認めない
6. 無断でのポスター、貼り紙は厳禁する
7. 会館内、敷地内は禁煙とする
8. 騒音や不適切な駐車等に気を配り、会館付近の会員や通行者等に迷惑をか
けないこと
9. 自治会員以外の自治会館使用については、使用料を徴収する
10. 使用目的等が自治会館使用にふさわしくないと判断した場合は、使用を認
めないことが出来る

2019(平成 31)年 4 月

みずき野東自治会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、みずき野東自治会という。

(区 域)

第2条 この会の区域は、新潟市西区みずき野一丁目、二丁目とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、新潟市西区みずき野一丁目14番34号の自治会館に置く。

(目 的)

第4条 この会は、第2条に定める区域内の住民が、心のふれあいを深め、お互いに理解し合い助け合って地域の諸問題にともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 町民の相互扶助親睦に関する事。
- (2) 防火防犯災害の未然防止に関する事。
- (3) 自主防災に関する事。
- (4) 保健衛生に関する事。
- (5) 環境整備に関する事。
- (6) 主に婦人層及び高齢者層などの親睦、並びに向上に関する事。
- (7) 文化教養の向上に関する事。
- (8) 自治振興と青年育成に関する事。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項。

2. 本条の目的を達成するために、次の専門部を置く。

- (1) 環境部
- (2) 自警防犯部
- (3) 自主防災部
- (4) 福祉部
- (5) 育成部

専門部については、必要のつど調整のうえ置くこととする。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2. 前項に該当しない個人又は法人及び団体は、この会の事業を賛助するため賛助会員となることができる。

3. この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住所を有する個人の加入を拒んではない。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 この会に入会しようとする者は、班長等を経由して会の代表者（以下「会長」という）に所定の様式をもって届け出るものとする。

2. 前項の届け出があっても、正当な理由がある場合は、これを拒むことができるものとする。
3. 新たに区域内に住所を有することとなった個人に対し、会長及び班長等は、会の目的規約などを説明し、入会の案内を行うものとする。

(退 会)

第8条 会員及び賛助会員（以下「会員等」という）が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員等が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(資格停止)

第9条 会長は、会員等が次の各号の一に該当するときは、役員会に諮り、一定の期間その資格を停止できるものとする。

- (1) 会費又は賛助会費を長期にわたり滞納したとき。
- (2) 会員等として著しい義務違反等があったとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会及び資格停止の会員等が既に納入した会費、賛助会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、年度途中の退会で本人の申し出があった場合、会費を月割で返還する。

第3章 役 員 等

(役 員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 会 計 1 人
- (4) 監 査 1 人
- (5) 部 長 若干名

(役員を選任)

第12条 役員を選任は、総会において別に定めるところによる選出、または内規による選出により、総会の議決を経て行う。

2. 監査は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計事務を処理する。
4. 監査は、次の業務を行う。
 - (1) この会の会計、資産の状況及び役員の業務執行状況を監査する。
 - (2) 会計、資産の状況及び役員の業務執行状況についての不正の事実を発見したときは、総会において報告する。
 - (3) 前号の報告を行うのに必要があるときは、役員会及び総会の招集を請求する。
5. 専門部長は会長の命を受け、業務を担当する。

(役員任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、第12条に定めるところにより補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、第8条第2項に定めるところにより退会した場合を除き、辞任したときまたは任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当すると認められるときは、総会の決議によりこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障等により職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 役員たるに適しない非行、不法行為及び職務上の義務違反があったとき。

(顧問及び相談役)

第16条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会の選出により総会の同意を得、会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、会長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員報酬等)

第17条 会長は役員に対して総会の議決を得て、別に定める額の報酬等を支給することができる。

第4章 会 議

(会議の種類)

第18条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第 19 条 総会は、会員をもって構成する。

2. 役員会は、役員をもって構成する。ただし、会長が指名し、役員会の 同意を得た関係者を参加させることができる。

(議決事項)

第 20 条 総会は、この規定に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 重要な契約及び重要な負担行為に関すること。
 - (4) その他この会の運営に係わる重要事項に関すること。
2. 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(総 会)

第 21 条 通常総会は毎年度 1 回開催する。

- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の 5 分の 1 以上もしくは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(会議の招集)

第 23 条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2. 会長は、第 21 条第 2 項の規定による請求があったときは、それから 30 日以内に臨時総会を、前条の規定による請求があったときは 20 日以内に役員を招集しなければならない。
3. 総会及び役員会を招集する場合、会長は会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び会場等を記載した文書をもって、少なくとも開催日の 5 日前に通知しなければならない。ただし、役員会については緊急の場合、この限りではない。

(会議の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 25 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、役員会は役員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第 26 条 総会の議事は、この規約に別にさだめるもののほか出席会員の過半数をもって決する。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
3. 会議の表決において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 27 条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって評決し、又は他の会員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は役員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数、又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 開催目的及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 地域組織等との協力

(地域組織等との協力)

第 29 条 この会は、地域における子ども会その他区域内の連携、親睦等を図るための諸組織との協力を通じて、第 4 条に定める目的に努めるものとする。

(連合組織)

第 30 条 この会は、区域を越える公益的問題等に対処するため、必要に応じて自治連合会及び地区連合会に参加して、連絡調整を行う。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金及び寄付物品
- (4) 事業活動にともなう収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資金の管理)

第 32 条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

2. 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由のあるときは、総会の決議を経て、これを処分し、又は担保に

供することができる。

(経費の支弁)

第 33 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この会の事業計画及び収支予算は第 20 条による。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2. 第 1 項の規定にかかわらず予算の成立前の執行については、会長は、役員会の承認を得て前年度予算と同額以下の暫定予算を定め、これを執行することができる。
3. 前項の暫定予算は、総会において報告し、当該事業年度の予算が成立したときその効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなすこととする。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後 3 月以内にその年度末の財産目録とともに、監査による監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 36 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ新潟市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 この会は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により、解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 この会の解散のとき有する残余財産は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、この会と類似する目的を有する団体に寄付すること等をもって処分を決定する。

第 8 章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 40 条 この会は、その事務所に次に掲げる書類及び帳簿等を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び賛助会員名簿
- (3) 役員に関する書類

- (4) 認可及び登記に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) その他必要な書類及び帳簿

(委 任)

第 41 条 この規約の施行について必要な事項は、役員会において総会の決議を経て、別に定める。

付 則

(施行月日)

1. この規約は、平成10年4月5日から施行する。

(旧会則の廃止)

2. みずき野東自治会会則（平成9年3月23日決議）は、廃止する。
3. 平成15年4月5日 第14条一部改正
4. 平成20年4月12日 第14条一部改正
5. 平成21年4月18日 第4条一部改正
第11条一部改正
第13条一部改正
6. 平成23年4月17日 第4条一部改正
7. 平成24年4月15日 第6条一部改正
第10条一部改正
8. 平成27年4月19日 第12条一部改正(別表追加)
9. 平成31年4月14日 第12条一部改正
第25条一部改正
10. 令和4年4月10日 第4条一部改正
第12条一部改正（別表削除）